

## 賛助会員に関する規程

### (目的)

**第1条** この規程は、公益財団法人名護市観光協会(以下「本協会」という。) 定款第41条第2項の規程に基づき、本協会の賛助会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

### (賛助会員)

**第2条** 法人、団体並びに個人で、本協会の活動を賛助する者は、理事長の承認を得て賛助会員となることができる。

- 2 名護市内の法人、団体、個人に限る。
- 3 その他、理事会の承認を得る者はその限りではない。

### (理事会への報告)

**第3条** 理事長は新たに前条の賛助会員(以下単に「会員」という。)となった者について、理事会に報告しなければならない。

### (入会手続)

**第4条** 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

### (会費)

**第5条** 会員は、年会費を以後毎年納入しなければならない。

- 2 年会費は下記各号のとおりとする。  
賛助会員 1口 10,000円から

### (会費の使途)

**第6条** 前条の会費は、観光振興事業費へ5割、法人会計へ5割使用する。

### (会員の特典)

**第7条** 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 観光客等に対する会員優先案内・紹介
- (2) 本協会ホームページへ情報無料掲載することができる。
- (3) 本協会が発刊する会報誌を無料で配布を受けることができる。
- (4) 本協会が主催、共催する研修会、セミナー等に割引料金で参加できる。
- (5) 会員が希望するときは、理事長の承認を得て、本協会が常設する専門委員会若しくは臨時に設置する委員会等の委員に就任することができる。

(除名)

**第8条** 会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により除名することができる。

- (1) 違法行為又は著しく道義に悖る行為をするなど、会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第6条第6号に該当するに至ったとき。
- (3) 正当な理由がなく会費を1年分以上滞納したとき。

(退会)

**第9条** 会員はいつでも退会申出を本協会に提出することにより、退会することができる。

2 前項の場合、既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

**第10条** この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

(補則)

**第11条** この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。